



第4期（平成21年度～平成23年度）の

# 介護保険料が変わります

**介護保険料所得段階を7段階に区分**

第4期の介護保険料については、所得段階を7段階としました。

特例第4段階を除き、第1段階～第5段階までは、対象となるかたの区分要件は第3期と同じです。

第3期では、第6段階を本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上のかたとしていましたが、第4期では、第6段階を、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満のかたとしてしました。

また、保険料基準額の上昇を抑えるため、新たに第7段階として、本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上のかたの段階を設けました。

**第4段階に保険料軽減の特例**

第4段階に該当し、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかたの保険料について、平成21年度～平成23年度までの3年間に限り、基準額に対する割合を0.9倍とする保険料の軽減措置を講じます（特例第4段階）。

**保険料は3年間同額**

介護従事者の処遇改善のために介護報酬が改定されました。国では、この影響による保険料の上昇を抑えるため、平成21年度は増分の全額、平成22年度は増分の半分を臨時特例交付金として交付しました。

これにより、国では、保険料が毎年度変更になることを予定していましたが、大里広域市町村圏組合では3年間同額としました。

**第4期介護保険事業計画を策定**

介護保険では、3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行うことになっており、平成20年度末に第4期（計画期間：平成21年度～平成23年度）事業計画を策定しました。

第4期事業計画は、計画期間中の事業の見直しや介護保険サービスの利用見込量を推計するとともに、事業費の見込額を試算しています（詳細については、大里広域市町村圏組合ホームページなどでお知らせします）。

## 65歳以上のかたの介護保険料

### ●第3期（平成18年度～平成20年度）

段階	対象者	年額の保険料（保険料率）
第1段階	老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の場合、または生活保護の受給者	20,400円 (基準額×0.5)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた	20,400円 (基準額×0.5)
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外のかた	30,600円 (基準額×0.75)
第4段階	世帯のどなたかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税のかた	40,800円 (基準額)
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満のかた	51,000円 (基準額×1.25)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上のかた	61,200円 (基準額×1.5)

### ●第4期（平成21年度～平成23年度）

段階	対象者	年額の保険料（保険料率）
第1段階	老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の場合、または生活保護の受給者	23,900円 (基準額×0.5)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた	23,900円 (基準額×0.5)
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外のかた	35,800円 (基準額×0.75)
特例第4段階	世帯のどなたかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた	43,000円 (基準額×0.9)
第4段階	世帯のどなたかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税のかた	47,800円 (基準額)
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満のかた	59,700円 (基準額×1.25)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満のかた	71,700円 (基準額×1.5)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上のかた	83,600円 (基準額×1.75)

### 問い合わせ

大里広域市町村圏組合 介護保険課…………… ☎501-1330  
 深谷介護保険事務所（長寿福祉課内）…………… ☎574-8544  
 岡部介護保険事務所（岡部福祉健康課内）… ☎585-2214  
 川本介護保険事務所（川本福祉健康課内）… ☎583-2532  
 花園介護保険事務所（花園福祉健康課内）… ☎584-1123

保険料は、年金から差し引かれるかた（特別徴収）と組合が発行する納付書で納めていただくかた（普通徴収）に分かれます。

保険料は、みんなで制度を支え合う大切な財源です。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるように必ず納めましょう。



**介護保険料の決め方**

介護保険の財源は、国、県、市町の負担金が50%、40歳～64歳のかたの保険料が30%、65歳以上のかたの保険料が20%となっています。

また、65歳以上のかたの保険料は、事業計画で試算した事業費の見込額を基に、必要な介護サービス費用などが賄えるよう算出された「基準額」を基に決められます。

### 基準額の算定方法

■大里広域市町村圏組合介護保険料の基準額は、**47,800円**です。

$$\boxed{\text{基準額 (47,800円)}} = \boxed{\text{事業費の見込額}} \times \boxed{20\% \text{ (65歳以上のかたの負担分)}} \div \boxed{\text{市の65歳以上の人数}}$$